

証券コード7567  
2023年6月14日  
(電子提供措置の開始日2023年6月8日)

## 株主各位

東京都千代田区外神田二丁目9番10号  
株式会社栄電子  
代表取締役 津田百子

## 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://sakae-denshi.com>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号

東京ガーデンパレス3F「平安」

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第56期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 株主の皆様へ

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、直近の流行状況や当日までの自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

また、本株主総会の議決権行使につきましては、1ページに記載のとおり書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

・株主総会会場におけるマスクの着用につきましては、個人の判断に委ねることとさせていただきます。なお、総会当日の感染状況等によって、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご理解の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

・本総会におきましては、感染防止のためご滞在時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、隨時ホームページでお知らせいたします。

## 事 業 報 告

〔2022年4月1日から  
2023年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高10,839百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益881百万円（前年同期比28.2%増）、経常利益900百万円（前年同期比28.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益651百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

米国の対中輸出規制の強化、スマートフォンやパソコンの需要低下を背景としたメモリ市況の悪化により、半導体メーカーの設備投資は減速傾向となっていますが、自動車のEV化、自動運転技術の進展、IoT環境の拡大に伴うデータセンターの需要拡大などにより、当社主力市場である半導体製造装置関連の顧客を中心とした底堅い需要を背景に、前連結会計年度と比べ増収増益となりました。

当連結会計年度の売上高における商品の区分別概況は次のとおりであります。

| 区 分 |             | 売 上 高       | 構 成 比 | 前年同期比  |
|-----|-------------|-------------|-------|--------|
| 商 品 | 一般電子部品      | 5,865,549千円 | 54.1% | +27.0% |
|     | 電 源         | 1,927,632   | 17.8  | +35.5  |
|     | 電 子 デ バ イ ス | 1,369,466   | 12.6  | △20.4  |
|     | IoT 機 器     | 223,622     | 2.1   | △2.9   |
|     | セ ン サ 一     | 98,935      | 0.9   | +16.3  |
|     | そ の 他       | 1,353,806   | 12.5  | +45.7  |
| 合 計 |             | 10,839,012  | 100.0 | +20.3  |

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における増資、社債の発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況

| 区分                  | 第53期<br>(2020年3月期) | 第54期<br>(2021年3月期) | 第55期<br>(2022年3月期) | 第56期<br>(2023年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高(千円)             | 5,452,429          | 5,623,667          | 9,007,564          | 10,839,012         |
| 経常利益(千円)            | 85,705             | 137,958            | 699,087            | 900,946            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 66,591             | 116,667            | 531,659            | 651,423            |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 13円11銭             | 22円97銭             | 104円68銭            | 128円26銭            |
| 総資産額(千円)            | 4,974,147          | 5,275,838          | 6,559,431          | 7,442,731          |
| 純資産額(千円)            | 2,838,836          | 3,002,117          | 3,529,445          | 4,138,916          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第55期の期首から適用しており、第55期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名   | 資本金      | 議決権比率 | 主な事業内容  |
|-------|----------|-------|---------|
| 東栄電子㈱ | 16,000千円 | 100%  | 電子部品の販売 |

### ③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、米国の対中輸出規制の強化、スマートフォンやパソコンの需要低下を背景としたメモリ市況の悪化により、半導体メーカーの設備投資は減速傾向となっていますが、当社主力市場である半導体製造装置関連業界においては、CO<sub>2</sub>排出規制の厳格化に伴うガソリン車からEVへの置換え、自動運転技術の進展による半導体利用の拡大、IoT利用の進展に伴うデータセンター需要の増加などにより、中長期的に市場環境は一段と拡大していくものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくため、対処すべき課題として以下のことに取り組んで参ります。

### (1) 次世代の人材育成

「栄電子基本の心」の精神に基づいた風土づくり、人づくり、組織づくりに注力し、新卒を軸とした採用の強化、チャレンジ精神や使命感を持った意欲ある人材を確保、育成するための人事制度の運用と改善、社員教育制度の構築に取り組んで参ります。

### (2) 次代を担う新商材の開拓

当社グループの今後の業績拡大には、新たに核となる商材や市場の開拓が必須であると認識しております。このためIoT関連機器、センサー等を中心とした新商材の開拓を計画的に推進していくとともに、各営業拠点では、これら新商材のPRとあわせ既存の主要取扱商品についても更なる受注拡大につなげる活動に取り組んで参ります。

### (3) 業務効率化の推進

コロナ禍においてデジタル化や働き方改革が活発化する中、当社グループにおきましても、あらゆる部門の業務を見直し、業務効率化の推進、競争力強化を目的とした基幹システム構築に取り組んで参ります。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社1社で構成されており、産業用一般電子部品、電子デバイスの販売を主な内容としております。

東栄電子株式会社は当社の100%連結子会社であり、当社と同様に産業用一般電子部品の販売を主な内容としております。

(12) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

|             |       |     |  |
|-------------|-------|-----|--|
| (株) 栄電子     | 当 社   | 本 社 | 東京都千代田区外神田                             |
|             |       | 営業所 | 営業一課、営業二課、神奈川、西東京、埼玉、山梨、宮城、長野、大阪、熊本、福岡 |
| 東 栄 電 子 (株) | 子 会 社 | 本 社 | 東京都千代田区外神田                             |

(13) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 (△) |
|-----------|---------------------------|
| 71名 (14名) | + 2名 (△ 2名)               |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 (△) | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------------------|---------|-------------|
| 68名 (14名) | + 2名 (△ 2名)           | 38歳 4カ月 | 8年10カ月      |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借 入 先     | 借 入 額     |
|-----------|-----------|
| (株)りそな銀行  | 300,000千円 |
| (株)三井住友銀行 | 200,000   |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況(2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 5,090,000株  
(3) 株 主 数 2,690名  
(4) 大 株 主

| 株主名              | 持株数     | 持株比率   |
|------------------|---------|--------|
| 染谷英雄             | 1,234千株 | 24.30% |
| 染谷美穂子            | 385     | 7.59   |
| 有限会社酒東商事         | 369     | 7.28   |
| 染谷政一             | 300     | 5.91   |
| 染谷崇              | 300     | 5.91   |
| 扇谷克              | 69      | 1.37   |
| 石田龍山             | 68      | 1.35   |
| G M O クリック証券株式会社 | 66      | 1.31   |
| 中西豊子             | 52      | 1.02   |
| 株式会社SBI証券        | 40      | 0.80   |

(注) 持株比率は自己株式(11,264株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況               |
|-----------|-----------|----------------------------|
| 代表取締役社長   | 津 田 百 子   | 東栄電子㈱取締役                   |
| 取 締 役 会 長 | 染 谷 英 雄   | 東栄電子㈱代表取締役会長兼社長、(有)酒東商事取締役 |
| 取 締 役     | 大 久 保 雅 文 | 執行役員営業担当                   |
| 取 締 役     | 石 川 雅 也   | 新創監査法人公認会計士                |
| 取 締 役     | 田 中 美 登 里 | 弁護士                        |
| 取 締 役     | 石 川 雅 己   |                            |
| 監 査 役     | 菊 池 隆 之   | 東栄電子㈱監査役                   |
| 監 査 役     | 藤 原 幹 人   | ㈱ジュバ取締役会長                  |
| 監 査 役     | 外 村 玲 子   | 中村合同特許法律事務所 パートナー 弁護士・弁理士  |

- (注) 1. 取締役石川雅也氏、取締役田中美登里氏及び取締役石川雅己氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役藤原幹人氏及び監査役外村玲子氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役菊池隆之氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 取締役石川雅也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・取締役報酬は、毎月固定額を支払う基本報酬を現金振込みで支給する。
- ・取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、社員給与との衡平その他報

酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案する。この際、取締役会においては、報酬に関する透明性、客觀性を確保する観点から、社外役員の意見を聴取し、当社の役員報酬のあり方等について検討し、取締役会で決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第30期定時株主総会において月額4,000万円以内(使用人兼務取締役の使用人分は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第30期定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・当該委任を受ける者 取締役会長 染谷英雄
- ・委任する権限の内容及び委任の理由

取締役個人別の報酬額の決定を委任する。

委任の理由は、会社経営に長く関与し、各取締役の職位及び業績等を総合的に勘案し決定することができるため。

なお、取締役個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役染谷英雄が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討をおこなっているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分                 | 支給人員      | 支 給 総 額       | 報酬等の種類別総額     |
|--------------------|-----------|---------------|---------------|
|                    |           |               | 基本報酬          |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(3) | 56百万円<br>(7)  | 56百万円<br>(7)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 10百万円<br>(4)  | 10百万円<br>(4)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(5) | 67百万円<br>(12) | 67百万円<br>(12) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度の取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

(社外取締役) 石川 雅也氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

新創監査法人の公認会計士であります。

新創監査法人と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会に11回（12回開催）出席し、主に公認会計士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定に妥当性及び適正性を確保すべく、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(社外取締役) 田中 美登里氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士であります。

同氏と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会に10回（12回開催）出席し、主に弁護士としての専門知識と豊富な経験から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(社外取締役) 石川 雅己氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会に12回（12回開催）出席し、主に行政活動を通じた豊富な経験と幅広い知識から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(社外監査役) 藤原 幹人氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ジュパの取締役会長であります。

同社は電子部品の商社であり、当社と商品の販売・仕入の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会に12回(12回開催) 及び監査役会に11回(11回開催)出席し、豊富な経験に基づいた経営的見地に加えて、コーポレートガバナンスに関する知見から、議案・審議等に適宜発言を行っております。

(社外監査役) 外村 玲子氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

中村合同特許法律事務所のパートナー弁護士・弁理士であります。

中村合同特許法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会に12回(12回開催) 及び監査役会に11回(11回開催)出席し、主に弁護士としての専門的見地などから、議案・審議等に適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

應和監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいざれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務の執行状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを構築及び運用(以下「構築」という。)することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針(以下「本方針」という。)」を決定し、当社及び子会社の業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげます。

当社は、本方針に基づく内部統制システムの構築状況及び経営環境の変化等に応じて、本方針の不断の見直しを行い、実効的かつ合理的な内部統制システムの構築に努めます。

#### (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i) 当社及び子会社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図る。

また、当社及び子会社の取締役・使用人がこうした社会規範、倫理、法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。

ii) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓発活動を実施する。

また、コンプライアンスの徹底を図るため、総務部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。

iii) 取締役及び使用人が重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス担当部署に通報するものとし、コンプライアンス担当部署は取締役会に報告する。

また、取締役及び使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等について、それを直接通報しても、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「コンプライアンス規程」において規定する。

iv) 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。

また、内部監査室は、必要に応じて子会社の内部監査を行い、内部統制の構築状況の評価及び改善指導を行う。

v) 重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項は、顧問弁護士と適宜協議し指導を受ける体制を導入する。

vi) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

i) 当社は、「文書管理規程」に基づき、法定の議事録及び任意の経営会議議事録のほか、取締役の職務執行に係る文書等をその添付書類とともに、規程の定めるところによりこれを適切に保管し管理する。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧できるものとする。

ii) 機密情報、個人情報などの漏えいのリスクに的確に対処するため「情報管理規程」「個人情報保護規程」に基づき、情報管理体制の整備、強化に努める。

## (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i) 当社及び子会社は、当社グループ全体の事業リスク、情報セキュリティー等に関するリスク、その他の事業遂行上のリスクについて、グループ内の各所管業務部署において認識し、専門的な検討を加えたうえ、そのリスクの低減に取り組むとともに、取締役が所管部署の状況を監視・監督する体制をとっている。

また、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、グループ内の各所管部署にて対応策を検討し、取締役会で審議しリスク管理を行う。

ii) 当社及び子会社のリスク管理体制が有効に機能しているか否かは、内部監査室によっても検証され、代表取締役に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行う。

## (4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i) 当社グループの取締役会は、月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会において経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行う。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び臨時取締役会において経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行う。

- ii) 当社及び子会社の取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- iii) 当社及び子会社の取締役会は、経営の意思伝達及び各部門並びに子会社の業務執行状況と問題点の把握・対応策の討議を行う。

また、年度予算制度により、予算の執行は各部門及び子会社が立案した業務目標に基づく実行計画によって遂行し、目標の進捗・達成状況を定期的に代表取締役に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとっている。

- iv) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任した事項については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、隨時見直すものとする。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i ) 当社及び子会社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、栄電子グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規定を「関係会社管理規程」として定めている。

ii ) 関係会社の管理は当社管理部門が担当し、管理部門担当取締役が統括する。関係会社担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

iii) 当社は、子会社を含むグループ共通の経営計画を常に認識した体制を確保するために、取締役が各社間の情報について常に連携する緊密な体制を構築する。

また、グループ間が常に一定の水準を保てるよう法令遵守体制や、リスク管理体制の整備についても当社管理部門を中心に推進する。

iv) 監査役は栄電子グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な連携をとる。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i )監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。この場合において、当該使用者の任命、異動、評価等の人事権に係る事項については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、その独立性が尊重され、監査役の指示の実効性の確保に努める。
- ii )指名された使用者の独立性を確保するため、当該使用者への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i )当社の取締役及び使用者並びに子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
- ii )当社の取締役及び使用者並びに子会社の役職員は、当社または子会社に重大な損害を与える事実が発生するおそれがあるとき、また、当社または子会社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- iii )当社の監査役は、常時必要に応じ、当社の取締役及び使用者並びに子会社の役職員に対して直接説明を求めることができる。
- iv )当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役会その他重要会議に出席することができる。

また、代表取締役との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を「コンプライアンス規程」に定めている。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払いなどの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i )取締役及び使用人は、監査の実効性、有用性に対する理解が浸透するように監査環境を整備する。
- ii )監査役会は、定期的に代表取締役に対して監査実施状況や意見交換を行うための会議を開催している。
- iii)監査役は、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査結果の達成を図る。

(11) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を策定し、財務に係る業務の仕組みを整備構築して業務の改善に努める。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、当社並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令、定款及び

社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。

また、当社は「コンプライアンス規程」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。

また、「危機管理マニュアル」の改定を適時行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備・強化に努めております。

### (4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施致しました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部        |           | 負 債 の 部                 |           |
|----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 科 目            | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
| 流 動 資 産        | 5,201,849 | 流 動 負 債                 | 3,165,196 |
| 現 金 及 び 預 金    | 1,494,424 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 2,275,646 |
| 受 取 手 形        | 260,714   | 電 子 記 録 債 務             | 71,982    |
| 電 子 記 録 債 務    | 851,837   | 短 期 借 入 金               | 500,000   |
| 売 掛 金          | 1,494,001 | 未 払 法 人 税 等             | 183,042   |
| 商 品            | 1,087,874 | 賞 与 引 当 金               | 37,565    |
| そ の 他          | 13,614    | そ の 他                   | 96,959    |
| △618           |           |                         |           |
| 固 定 資 産        | 2,240,881 | 固 定 負 債                 | 138,618   |
| 有 形 固 定 資 産    | 1,596,207 | 長 期 未 払 金               | 7,992     |
| 建 物 及 び 構 築 物  | 420,057   | 繰 延 税 金 負 債             | 105,720   |
| 器 具 及 び 備 品    | 17,274    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 24,735    |
| 土 地            | 1,158,875 | そ の 他                   | 170       |
| 無 形 固 定 資 産    | 113,470   | 負 債 合 計                 | 3,303,814 |
| 借 地 権          | 28,203    | 純 資 産 の 部               |           |
| ソ フ ト ウ エ ア    | 9,182     | 株 主 資 本                 | 3,913,556 |
| そ の 他          | 76,084    | 資 本 金                   | 500,000   |
| 投資 そ の 他 の 資 産 | 531,203   | 資 本 剰 余 金               | 372,500   |
| 投 資 有 価 証 券    | 521,993   | 利 益 剰 余 金               | 3,045,969 |
| そ の 他          | 41,178    | 自 己 株 式                 | △4,912    |
| △31,968        |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 225,360   |
|                |           | そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金 | 225,360   |
| 資 产 合 計        | 7,442,731 | 純 資 産 合 計               | 4,138,916 |
|                |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 7,442,731 |

## 連 結 損 益 計 算 書

〔2022年4月1日から〕  
〔2023年3月31日まで〕

(単位:千円)

| 科                             | 目         | 金 | 額          |
|-------------------------------|-----------|---|------------|
| 売 売                           | 上 原 高 価   |   | 10,839,012 |
| 売 売                           | 上 原 価     |   | 9,091,901  |
| 販 売                           | 上 総 利 益   |   | 1,747,111  |
| 費 及 び                         | 一 般 管 理 費 |   | 865,726    |
| 営 営                           | 業 利 益     |   | 881,384    |
| 業 外 収 益                       |           |   | 27,110     |
| 受 取 利 息                       |           |   | 1          |
| 受 取 配 当 金                     |           |   | 21,156     |
| そ の 他                         |           |   | 5,952      |
| 業 外 費 用                       |           |   | 7,548      |
| 支 払 利 息                       |           |   | 4,150      |
| 為 替 差 損                       |           |   | 2,838      |
| そ の 他                         |           |   | 559        |
| 經 常 利 益                       |           |   | 900,946    |
| 特 別 損 失                       |           |   | 0          |
| 固 定 資 産 除 却 損                 |           |   | 0          |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |           |   | 900,946    |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税       |           |   | 263,251    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |           |   | △13,728    |
| 当 期 純 利 益                     |           |   | 651,423    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           |   | 651,423    |

## 連結株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から〕  
〔2023年3月31日まで〕

(単位：千円)

|  | 株 主 資 本 |         |           |        |           |
|--|---------|---------|-----------|--------|-----------|
|  | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式   | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                              | 500,000 | 372,500 | 2,430,096 | △4,912 | 3,297,684 |
| 当 期 変 動 額                              |         |         |           |        |           |
| 剩 余 金 の 配 当                            |         |         | △35,551   |        | △35,551   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益       |         |         | 651,423   |        | 651,423   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) |         |         |           |        |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | -       | -       | 615,872   | -      | 615,872   |
| 当 期 末 残 高                              | 500,000 | 372,500 | 3,045,969 | △4,912 | 3,913,556 |

|  | その他の包括利益累計額   |               | 純 資 産 合 計 |
|--|---------------|---------------|-----------|
|  | その他の有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                              | 231,761       | 231,761       | 3,529,445 |
| 当 期 変 動 額                              |               |               |           |
| 剩 余 金 の 配 当                            |               |               | △35,551   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益       |               |               | 651,423   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) | △6,400        | △6,400        | △6,400    |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | △6,400        | △6,400        | 609,471   |
| 当 期 末 残 高                              | 225,360       | 225,360       | 4,138,916 |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 東栄電子株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

市場価格のない株：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動式等以外のもの 平均法により算定）

市場価格のない株：移動平均法による原価法

式等

###### ロ. 棚卸資産

商 品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産：定率法。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

ロ. 無形固定資産：定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用（リース資産を除く）可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度における負担分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は、顧客との契約において約束された対価から売上値引、売上割引を控除した金額で測定しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

## ヘッジ方針

変動金利借入金利息の将来の金利上昇による増加を軽減することを目的に、変動金利受取固定金利支払の金利スワップ取引を行っております。

## ヘッジ有効性評価の方法

有効性の評価は、四半期毎に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計の比率分析を行う方法によっております。

なお、特例処理の要件を満たすものについては有効性の評価を省略しております。

## ⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (4)会計方針の変更

### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度に計上した金額 繰延税金負債 105,720千円

(注) 繰延税金資産、繰延税金負債は納税主体ごとに相殺表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画においては、半導体市場や関連装置の需要動向、新市場・新規顧客の開拓、既存顧客の潜在的需要の掘り起こし等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 追加情報

### (新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社グループでも受注減による売上高の減少等の影響が発生する可能性があります。現時点において、当社グループでは連結計算書類の作成時において入手可能な情報に基づき、2024年3月期も新型コロナウイルス感染症の影響は継続するものの、当社グループには重要な影響を及ぼさないものと仮定して繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、当該見積りの結果に影響し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                |        |             |
|----------------|--------|-------------|
| (1) 担保に供している資産 | 建物     | 332,748千円   |
|                | 土地     | 1,044,305千円 |
|                | 投資有価証券 | 105,960千円   |
|                | 計      | 1,483,013千円 |

上記資産は、短期借入金500,000千円の担保に供しております。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 900,252千円 |
|--------------------|-----------|

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 5,090,000株    | 一株           | 一株           | 5,090,000株   |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

- ・配当金の総額 35,551千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当金額 7円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

- ・配当金の総額 60,944千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 12円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して支払利息の固定化を図る金利スワップ取引を実施してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-----------|------------|---------|----|
| 投資有価証券(注) | 458,990    | 458,990 | —  |
| 資産計       | 458,990    | 458,990 | —  |

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 63,002     |

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                      | 時価（千円）  |      |      |         |
|-------------------------|---------|------|------|---------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 458,990 | —    | —    | 458,990 |
| 資産計                     | 458,990 | —    | —    | 458,990 |

#### ②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、産業用一般電子部品・電子機器の販売を主な事業とする単一セグメントであるため、売上高を品目別に記載しております。

(単位:千円)

| 品名            | 販売高        |
|---------------|------------|
| 商品            |            |
| 一般電子部品        | 5,865,549  |
| 電源            | 1,927,632  |
| 電子デバイス        | 1,369,466  |
| I o T機器       | 223,622    |
| センサー          | 98,935     |
| その他           | 1,353,806  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,839,012 |
| その他の収益        | —          |
| 外部顧客への売上高     | 10,839,012 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (3)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、商品における対価は履行義務を充足した時点から主として2ヶ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 34,308  |
| 契約負債（期末残高） | 5,664   |

契約負債は履行義務の充足前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い残高が減少します。前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は28,814千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

全て当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 814円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 128円26銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部        |           | 負債の部                    |           |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 科 目         | 金額        | 科 目                     | 金額        |
| 流動資産        | 4,659,178 | 流動負債                    | 3,013,686 |
| 現金及び預金      | 1,211,785 | 支 払 手 形                 | 1,238,457 |
| 受取手形        | 216,839   | 電 子 記 録 債               | 5,140     |
| 電子記録債権      | 782,301   | 買 掛 入                   | 962,328   |
| 売掛金         | 1,437,022 | 短 期 借 入                 | 500,000   |
| 商 品         | 1,003,060 | 未 未 払 費 用               | 20,279    |
| 前払費用        | 8,244     | 未 未 払 法 人 税             | 26,200    |
| そ の 他       | 546       | 未 未 払 消 費 税             | 177,857   |
| 貸 倒 引 当 金   | △622      | 未 賞 与 引 当               | 6,902     |
| 預 金         |           | 預 り の 他                 | 36,615    |
| 有形固定資産      | 2,247,742 | 固 定 負 債                 | 7,475     |
| 建物          | 1,595,705 | 長 期 未 払 金               | 32,430    |
| 構築物         | 420,057   | 繰 延 税 金 負               |           |
| 器 具 及 び 備 品 | 0         | 退 職 給 付 引 当             | 137,870   |
| 土 地         | 16,772    | そ の 他                   | 7,992     |
|             | 1,158,875 |                         | 106,022   |
| 無形固定資産      | 112,191   |                         | 23,685    |
| 借 地 権       | 28,203    |                         | 170       |
| ソ フ ト ウ エ ア | 8,572     |                         |           |
| 電 話 加 入 権   | 6,424     |                         |           |
| そ の 他       | 68,992    |                         |           |
| 投資その他の資産    | 539,845   | 負 債 合 計                 | 3,151,557 |
| 投 資 有 価 証 券 | 521,993   | 純 資 産 の 部               |           |
| 関 係 会 社 株 式 | 10,000    | 株 主 資 本                 | 3,530,003 |
| 出 資         | 3,350     | 資 本 本 金                 | 500,000   |
| 差 入 保 証 金   | 4,322     | 資 本 剰 余 金               | 372,500   |
| 破 産 更 生 債 権 | 15,804    | 資 本 準 備 金               | 372,500   |
| そ の 他 投 資 等 | 180       | 利 益 剰 余 金               | 2,662,416 |
| 貸 倒 引 当 金   | △15,804   | 利 益 準 備 金               | 71,780    |
|             |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,590,636 |
|             |           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 128,676   |
|             |           | 別 途 積 立 金               | 800,000   |
|             |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,661,959 |
|             |           | 自 己 株 式                 | △4,912    |
|             |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 225,360   |
|             |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 225,360   |
| 資 产 合 计     | 6,906,921 | 純 資 産 合 計               | 3,755,363 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 6,906,921 |

# 損 益 計 算 書

〔2022年4月1日から〕  
〔2023年3月31日まで〕

(単位:千円)

| 科     | 目                 | 金 | 額          |
|-------|-------------------|---|------------|
| 売 売   | 上 原 高 価           |   | 10,352,731 |
| 売 売   | 上 原 総 利 益         |   | 8,680,851  |
| 販 売   | 費 及 び 一 般 管 理 費   |   | 1,671,879  |
| 営 営   | 業 外 収 益           |   | 817,670    |
| 営 営   | 業 外 収 益           |   | 854,209    |
| 受 受   | 取 利 息             |   | 36,815     |
| 受 受   | 取 配 当 金           |   | 1          |
| 不 動   | 動 産 貸 収 入         |   | 21,156     |
| そ の   | の                 |   | 9,450      |
| 営 営   | 業 外 費 用           |   | 6,208      |
| 支 不   | 払 産 貸 利 息         |   | 10,037     |
| 為 動   | 動 産 貸 利 息         |   | 4,150      |
| そ の   | の                 |   | 2,489      |
| 経 常   | 常 利 益             |   | 2,838      |
| 特 別   | 損 失               |   | 559        |
| 固 定   | 資 産 除 却 損         |   | 880,987    |
| 税 引   | 前 当 期 純 利 益       |   | 0          |
| 法 人 税 | ・ 住 民 税 及 び 事 業 税 |   | 0          |
| 法 人 税 | 等 調 整 額           |   | 880,987    |
| 当 期   | 純 利 益             |   | 255,567    |
|       |                   |   | △13,092    |
|       |                   |   | 638,512    |

## 株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から〕  
〔2023年3月31日まで〕

(単位:千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |         |           |          |         |           |
|---------------------|---------|-----------|---------|-----------|----------|---------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |          |         |           |
|                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計   |
| 当 期 首 残 高           | 500,000 | 372,500   | 372,500 | 71,780    | 132,284  | 800,000 | 1,055,390 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |         |           |          |         |           |
| 剩 余 金 の 配 当         |         |           |         |           |          |         | △35,551   |
| 当 期 純 利 益           |         |           |         |           |          |         | 638,512   |
| 固定資産圧縮積立金取崩         |         |           |         |           | △3,607   |         | 3,607     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |         |           |          |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | -         | -       | -         | △3,607   | -       | 606,568   |
| 当 期 末 残 高           | 500,000 | 372,500   | 372,500 | 71,780    | 128,676  | 800,000 | 1,661,959 |
|                     |         |           |         |           |          |         | 2,662,416 |

|                     | 株 主 資 本 |                | 評 価・換 算 差 額 等           |                   | 純 資 產 合 計 |
|---------------------|---------|----------------|-------------------------|-------------------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ し て 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価・換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高           | △4,912  | 2,927,042      | 231,761                 | 231,761           | 3,158,803 |
| 当 期 変 動 額           |         |                |                         |                   |           |
| 剩 余 金 の 配 当         |         | △35,551        |                         |                   | △35,551   |
| 当 期 純 利 益           |         | 638,512        |                         |                   | 638,512   |
| 固定資産圧縮積立金取崩         |         | -              |                         |                   | -         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |                | △6,400                  | △6,400            | △6,400    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | 602,961        | △6,400                  | △6,400            | 596,560   |
| 当 期 末 残 高           | △4,912  | 3,530,003      | 225,360                 | 225,360           | 3,755,363 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
式以外のもの

市場価格のない株：移動平均法による原価法  
式等

③ 棚卸資産

商 品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定率法。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）  
(リース資産を 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、  
除く) 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8～50年

② 無形固定資産：定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能  
(リース資産を 期間（5年）に基づいております。  
除く)

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上し  
ております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付  
債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度における負担分を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は、顧客との契約において約束された対価から売上値引、売上割引を控除した金額で測定しております。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

#### ヘッジ方針

変動金利借入金利息の将来の金利上昇による増加を軽減することを目的に、変動金利受取固定金利支払の金利スワップ取引を行っております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

有効性の評価は、四半期毎に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計の比率分析を行う方法によっております。

なお、特例処理の要件を満たすものについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

① 当事業年度に計上した金額 繰延税金負債 106,022千円

(注) 繰延税金資産、繰延税金負債は相殺表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画においては、半導体市場や関連装置の需要動向、新市場・新規顧客の開拓、既存顧客の潜在的需要の掘り起こし等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社でも受注減による売上高の減少等の影響が発生する可能性があります。現時点において、当社では計算書類の作成時において入手可能な情報に基づき、2024年3月期に新型コロナウイルス感染症の影響は継続するものの当社には重要な影響を及ぼさないものと仮定して繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、当該見積りの結果に影響し、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                |        |             |
|----------------|--------|-------------|
| (1) 担保に供している資産 | 建物     | 332,748千円   |
|                | 土地     | 1,044,305千円 |
|                | 投資有価証券 | 105,960千円   |
|                | 計      | 1,483,013千円 |

上記資産は、短期借入金500,000千円の担保に供しております。

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額   | 898,263千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務  |           |
| ① 短期金銭債権             | 5,372千円   |
| ② 短期金銭債務             | 15,984千円  |
| (4) 取締役及び監査役に対する金銭債務 |           |
| 金銭債務                 | 3,660千円   |

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 67,986千円  |
| ② 仕入高        | 165,567千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 9,706千円   |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 11,264株     | -株         | -株         | 11,264株    |

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是固定資産圧縮積立金であります。

#### 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関しては、子会社、役員が代表者である会社との取引が該当しますが、一般的の取引条件と同等の条件にて取引していることから、注記の記載を省略しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 739円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 125円72銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社栄電子  
取締役会 御中

### 應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 池 将 史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栄電子の2022年4月1日から2023年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栄電子及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社栄電子  
取締役会 御中

應和監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田昌輝  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 小池将史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栄電子の2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社栄電子 監査役会

常勤監査役 菊 池 隆 之 印

社外監査役 藤 原 幹 人 印

社外監査役 外 村 玲 子 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要事項のひとつと認識し、業績並びに財務体質の向上、配当性向等を勘案しながら安定した配当を行うことを基本方針としております。

第56期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 12円

総額 60,944,832円

(配当財産の総額は、自己株式11,264株分を除いて計算しております。)

#### (2)剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況  | 所有株式数<br>(千株) |
|-------|--------------------------------------|---|---------------|
| 1     | つ　だ　　ももこ<br>津　田　百　子<br>(1967年7月12日生) | 1990年4月 入社<br>2011年7月 経理課長<br>2013年6月 取締役経理部長<br>2015年6月 取締役兼執行役員経理部長<br>2016年6月 取締役副社長兼執行役員管理本部長兼経理部長<br>2018年6月 取締役執行役員経理部長<br>東栄電子㈱取締役（現任）<br>2019年1月 取締役副社長兼執行役員経理部長<br>2020年10月 取締役社長<br>2022年6月 代表取締役社長（現任） | 9             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有株式数<br>(千株) |
|-------|--------------------------------------|--|---------------|
| 2     | そめや ひでお<br>染谷英雄<br>(1941年11月3日生)     | <p>1971年4月 当社設立、代表取締役社長</p> <p>1977年12月 東栄電子株式会社設立、代表取締役社長</p> <p>1984年4月 酒東不動産管理株式会社設立、取締役</p> <p>1989年3月 有限会社酒東商事設立、取締役(現任)</p> <p>1999年4月 当社代表取締役会長</p> <p>2001年6月 東栄電子株式会社取締役</p> <p>2003年6月 酒東不動産管理株式会社代表取締役</p> <p>2007年4月 当社代表取締役会長兼社長</p> <p>2007年11月 心栄電子商貿(上海)有限公司設立、董事長</p> <p>2008年6月 当社取締役会長</p> <p>2009年1月 当社代表取締役社長</p> <p>2010年6月 当社相談役</p> <p>2011年3月 東栄電子株式会社代表取締役社長</p> <p>2011年3月 当社代表取締役会長</p> <p>2012年11月 当社取締役会長</p> <p>2013年6月 当社相談役</p> <p>2015年6月 当社代表取締役会長兼執行役員管理本部長</p> <p>2016年6月 当社代表取締役会長</p> <p>2019年6月 東栄電子株式会社代表取締役会長</p> <p>2020年1月 当社代表取締役会長兼社長</p> <p>2020年7月 東栄電子株式会社代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>2020年10月 当社代表取締役会長</p> <p>2022年6月 当社取締役会長(現任)</p> | 1,234         |
| 3     | おおくぼ まさふみ<br>大久保雅文<br>(1969年12月13日生) | <p>1994年4月 株式会社キャツツ入社</p> <p>2004年4月 当社入社</p> <p>2009年6月 取締役総務部長</p> <p>2011年7月 執行役員購買部長</p> <p>2018年8月 執行役員首都圏営業部長</p> <p>2019年6月 取締役執行役員総務部長</p> <p>2021年5月 取締役執行役員営業担当(現任)</p>  | —             |
| 4     | いしかわ まさなり<br>石川雅也<br>(1979年6月18日生)   | <p>2003年4月 前田建設工業株式会社入社</p> <p>2011年1月 株式会社大塚商会入社</p> <p>2014年4月 新創監査法人入所(現任)</p> <p>2015年12月 公認会計士開業登録(現任)</p> <p>2016年6月 当社取締役(現任)</p>   | —             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有株式数<br>(千株) |
|-------|-----------------------------------|--|---------------|
| 5     | たなか みどり<br>田中美登里<br>(1932年9月26日生) | 1961年4月 弁護士登録(現任)<br>1961年4月 中村合同特許法律事務所入所<br>1974年1月 東京家庭裁判所調停委員<br>1975年1月 東京家庭裁判所参与委員<br>1990年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員<br>1995年4月 第二東京弁護士会常議員会議長<br>1996年8月 法制審議会委員<br>1997年11月 日弁連懲戒委員会委員長<br>2004年6月 日本女性法律家協会会长<br>2019年6月 当社取締役(現任) | —             |
| 6     | いしかわ まさみ<br>石川雅己<br>(1941年2月22日生) | 1963年4月 東京都入庁<br>1975年12月 千代田区企画部企画課長<br>1988年8月 東京都生活文化局主幹<br>1995年6月 東京都港湾局長<br>1996年7月 東京都福祉局長<br>1999年6月 首都高速道路公団理事<br>2001年2月 千代田区長<br>2021年5月 当社顧問<br>2021年6月 当社取締役(現任)  | —             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 石川雅也氏、田中美登里氏及び石川雅己氏は社外取締役候補者であります。なお、石川雅也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。  
 3. 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要  
 石川雅也氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。  
 田中美登里氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより経営の透明性の向上、監督機能強化に繋がることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。  
 石川雅己氏は、千代田区長として5期20年にわたる区政運営と行政活動を通じた多様な経験と幅広い見識を有しております、経営全般に対する助言・提言を行っていただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 石川雅也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。  
 5. 田中美登里氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。  
 6. 石川雅己氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって2年であります。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリクス

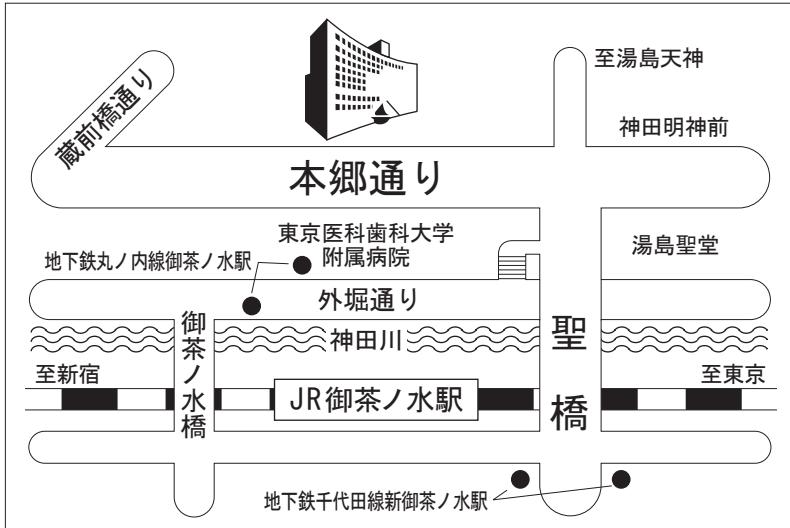
第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりになります。

| 氏名    | 地位    | 企業<br>経営 | 事業<br>戦略 | 法務・<br>コンブ<br>ライア<br>ンス | 内部統<br>制・ガバ<br>ナンス | 財務会<br>計 | DX戦<br>略 |
|-------|-------|----------|----------|-------------------------|--------------------|----------|----------|
| 津田百子  | 代表取締役 | ○        | ○        |                         | ○                  | ○        |          |
| 染谷英雄  | 取締役   | ○        | ○        |                         | ○                  |          |          |
| 大久保雅文 | 取締役   | ○        | ○        |                         | ○                  |          | ○        |
| 石川雅也  | 社外取締役 |          |          |                         | ○                  | ○        | ○        |
| 田中美登里 | 社外取締役 |          |          | ○                       | ○                  |          |          |
| 石川雅己  | 社外取締役 | ○        |          | ○                       | ○                  |          |          |
| 菊池隆之  | 常勤監査役 |          |          | ○                       | ○                  | ○        |          |
| 藤原幹人  | 社外監査役 |          |          | ○                       | ○                  |          |          |
| 外村玲子  | 社外監査役 |          |          | ○                       | ○                  |          |          |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区湯島一丁目7番5号  
東京ガーデンパレス3F「平安」  
電話 (03) 3813-6211



- JR中央線「御茶ノ水駅」下車、「聖橋口」より徒歩5分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車、徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」下車、徒歩5分